

滋賀県立大学でも非常勤講師は

5年で無期転換！

滋賀県立大学の非常勤講師の皆様

平素は、大学の教育の発展にご尽力いただき誠にありがとうございます。

ご存知のとおり、改正労働契約法（2013年4月施行）により、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることになりました。滋賀県立大学はこの労働契約法改正を受け、2015年2月、滋賀県立大学教職員組合（県大教）に「有期労働契約の契約期間の取扱いの変更について」を示しましたが、10年を上限として非常勤講師を雇い止めするという内容でした。

そこで県大教では、関西圏大学非常勤講師組合と連携して近隣の他大学の状況を把握しながら、雇用の安定化を目的とする労働契約法改正の趣旨に従って、5年で無期転換すべきことを求めてきました。その結果、昨年12月27日、大学が新しい方針を示し、非常勤職員（非常勤講師、非常勤実習助手、臨時雇用職員）は5年で無期転換されることになりました。さらに、前期のみ、後期のみの出講など通年で出講しない場合においても、5年を超えたら無期転換を申し込むことができることも確認しました。

契約職員など他の有期雇用職種について労使交渉を継続中で、就業規則改正もこれからですので、まだ最終的には決定していませんし、具体的な手続きの方法などについても明らかにされていませんが、後期の授業期間が終了する前に速報としてお知らせ申し上げます。

県大教では、今後とも関西圏大学非常勤講師組合とも連携しながら、非常勤講師を含む非正規労働者の処遇や雇用環境の改善に努力していきます。

非常勤講師の労働環境を改善するために関西圏で活動をしている

University Part-time Lecturers Union Kansai
関西圏大学非常勤講師組合

<http://www.hijokin.org>
email: sodan@hijokin.org

への加入を呼びかけます。
県大教は、関西圏大学非常勤講師組合と連携し、労働環境改善の努力をしていきます。

発行：滋賀県立大学教職員組合
〒522-8533

滋賀県彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内
滋賀県立大学教職員組合員室

TEL 内線 2513 / 携帯 090-8160-9330

mail usp-union@ex.bw.dream.jp

Web <http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/>

Facebook <https://www.facebook.com/USPunion/>

第 54 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2017 年 12 月 10 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 「同志社大学」夜間手当裁判 p. 1	2 立命館大学、授業担当講師制度で雇い止め p. 2
3. 京都産業大学 5 年後雇い止めの「就業規則」へ p2~3	4. 阪大学習会と組合学習会開催 p3
5. 大阪工業大学、5 年で無期雇用へ転換 p. 3	5. 冬季カンパのお願い p. 4

同志社夜間手当裁判は公開法廷へ。

1 月 30 日傍聴のお願い

日時：1 月 30 日 (火) 1:30~3:30

場所：京都地方裁判所 * 207 号法廷 (2 階)

審理の内容：本人尋問および証人尋問

当組合員が傍聴に参加された場合、交通費実費が支給されます。

被告(同志社大学)によれば、嘱託講師への不支給について、今まで誰も文句を言っていないし、その状態が長年の慣行として定着している。どうして、原告(高須)だけが文句を言うのか、と。意見封じの態度です。

1 人でも多くの非常勤講師・嘱託講師の皆様に傍聴に参加していただくことが、何よりの反論になると思います。

非常勤講師の方々には、組合員であるなしに関わらず、また、とくに同志社大学に出講されているの方々には、勤務先の嘱託講師(非常勤講師)への差別的姿勢を確かめて頂きたく、是非、傍聴への参加をお願い致します。

*京都地方裁判所(京都市中京区菊屋町)➡□京都御苑の、丸太町通を挟んで南側

地下鉄「丸太町」駅 1・3・5 番出口徒歩 5 分

(文責:高須)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール:sodan@hijokin.org

立命館大学、授業担当講師制度で、早くも雇止め!!

立命館大学では、2016 年度から導入された授業担当講師制度を使って、早くも雇止めをおこなっています。

この制度は毎年契約を更新したとしても4回が上限ですが、授業担当講師としての更新だけではなく、それ以前に他の職種(研究員・嘱託など)で毎年更新していた場合も、更新回数が合算されます。たとえば、2013 年度は非常勤として契約し、2014 年度からは研究員として採用されて 2 回更新し、17 年度からは授業担当講師として契約すれば(計 4 回更新)、2018 年度への更新はありません。更新回数は 16 年度を起点とするのではなく、それ以前からの契約も合算されます。

ところが、「契約時に上記の仕組みの説明はなく、授業担当講師として 4 回は更新できると思っていたのに、いきなり、『制度上、更新回数は合算されます。なので、契約は今年で終わり

です』と言われた、どうすればよいか」という相談が複数寄せられています。雇止めを通告されてから「就業規則に書いてあるから、説明などしなくても、わかったはずだ」といわれても、就業規則の文面は非常にわかりにくく、説明も受けずに就業規則を読んだだけでは、上記のような仕組みは理解できません。

組合は大学に対し、説明をせずに契約した責任を問い、善処するよう要求しました(契約の仕方に関しては、これ以外にもさまざまな問題がありますが、割愛します)。回答はまだありませんが、今後も同じようなケースが増えるものと予想されます。今一度、ご自分の契約内容を確認し、少しでも不明なところがあれば、大学に説明を求めるか、組合に相談してください。もちろん、組合はこの制度自体の廃止を引き続き要求していきます。

(文責 長澤)

京都産業大学、5 年後雇い止めの「就業規則」!!

京都産業大学は、10 月 13 日に突然、「非常勤講師就業規則の改正について」を発表しました。それによると、1 年契約の非常勤講師は最長 10 年に制限するというものです。2013 年 3 月以前から雇用されている非常勤講師は 5 年後の 2022 年 3 月に全員雇い止めになるというひどい内容です。また、春学期だけや秋学期だけ契約している非常勤講師はリセットされるとしてクーリングを認める内容です。

この就業規則の改悪は、労働契約法 18 条によって2018年4月以降の無期契約への転換権が発生する直前におこなわれたもので同法の趣旨に反する露骨な脱法行為です。

関西圏の主要大学で 2013 年 3 月以前から

雇用されている非常勤講師の無期契約への転換権を認めていないのは大阪大学を除いてありません。しかも改正「就業規則」が 2018 年 4 月 1 日に施行されるにもかかわらず、それを 5 年前にさかのぼって適用するというのは大阪大学よりもひどい内容です。さらに大阪大学でも脱法行為と認めているクーリングを大学として認めているのも京都産業大学だけです。

5 年後に非常勤講師が大量の雇い止めになり、それを回避するためのクーリングが実施されれば、非常勤講師が生活に困るだけでなく、大学教育の継続性がなくなり、学生にも大きな影響があることは明らかです。当組合は、京都産業大学の教職員組合と協力し、このような「就

業規則」の改悪に対し団体交渉などで撤回を求め断固たたかいます。(文責・江尻)

11月18日阪大学習会と19日組合学習会報告

2013年4月1日付施行の労働契約法第18条により、2013年から有期雇用契約を更新し続け2018年4月以降に5年を超える有期雇用労働者には無期雇用契約への転換申込み権が生じます。この無期転換権に関する阪大学習会と組合学習会報告です。18日に阪大豊中キャンパスで、阪大学習会「あなたの”雇用期限”はあたりまえ?～”無期雇用”転換申込み権について考えよう～」が開催され、首都圏大学非常勤講師組合の志田書記長がゲストスピーカーとして「無期転換問題の全国情勢と東大問題の到達点」に関し講演されました。2013年4月に非常勤講師の5年雇い止めを画策した早稲田大学との同年3月から2015年11月の闘争の結果約3000人の非常勤講師の無期転換権を勝ち取ったことや東北大学や東京大学の

非常勤職員の5年雇い止め問題で各大学の教職員組合と協力・共闘していること、無期転換回避のための5年上限設定や計画的クーリングが違法であること、2004年国立大法人化以降に非常勤講師を業務委託契約としてきた東大がその労働者性を認め、約3000人の非常勤講師を直接雇用にして無期転換を約束したことが報告されました。

19日にはエルおおさかで組合学習会「無期雇用契約への転換申込み権の使い方は?」が中村和雄弁護士と首都圏組合の松村比奈子委員長をゲストスピーカーにお迎えして開催され、労働契約法第18条・19条・20条の法的解説と東大問題の現状をご報告頂きました。

(文責:新屋敷)

大阪工業大学・摂南大学で無期契約に転換へ

大阪工業大学や摂南大学を経営する常翔学園と11月6日に定期交渉をおこないました。大学の主な回答は以下の通りです。

①契約上限年齢について。当組合が実施した「労働条件アンケート」で同大学は64歳と回答していたが、これは新規に採用される非常勤講師から適用されるもので、現在いる非常勤講師について従来の69歳のままで変更はない。②就業規則と労働者代表選挙について。現在の非常勤講師の就業規則は内規であって正式の就業規則ではない。今後、正式の就業規則を作成したい。これまでも労働者代表選挙はしておらず問題と感じていた。③労働契約法18条に基づく無期契約の転換について。公表していないが5年で無期契約へ

転換できる内規を確定している。まだ、周知の方法については確定していない。なお大学の非常勤講師について「大学教員任期法」の適用を考えているが、5年で無期契約へ転換する方針は変更しない。④メールボックスへの機関紙の配布について。メールボックスは業務用に使用を限定しており、それ以外の利用は禁止している。専任教員の教職員組合の機関紙の配布についても組合員に限定して配布しており、非常勤講師組合だけ一般配布を許すと組合間差別につながるおそれがある。ただし非常勤講師控室の積み置きについては、問題はない。ただし、その際も一応、事務室を通して積み置くようにしてほしい。

(文責・江尻)

冬季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく14年目を迎えようとしています。今年も多数の労働相談が寄せられ対応に大忙しの毎日です。また近年、これまでカンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。

(振替口座は 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール: sodan@hijokin.org

